

東海市農業委員会総会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和7年（2025年）12月19日（金）

開会 午後2時

閉会 午後2時38分

場 所 東海市役所（302会議室）

2 出席委員（16人）

農業委員

1番 久野光洋

2番 樋 順一

3番 坂 康彦

4番 坂 真知

5番 荒谷 知

6番 加古勝巳

7番 蟹江永規

8番 太田錦臣

9番 澤木 眞

11番 小島康嗣

12番 小野直之

農地利用最適化推進委員

北地区 土方秀永

北地区 小野剛憲

南地区 大村泰誉

南地区 今津英伸

南地区 井村真道

3 欠席委員（2人）

10番 早川峰子

北地区 山中正直

4 職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 濱田 融

統括主任 平松久知

主事 菅家健司

主事 林 美波

5 傍聴者の数

なし

6 議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

7 議 事

(久野 光洋会長 (以下「会長」という。))

それでは、ただいまから、12月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は11人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は5人です。

(会 長)

日程1「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議席番号4番坂 真知委員、同じく5番荒谷 知委員を指名いたします。

(会 長)

日程2「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。会期は本日1日と決定いたしました。

(会 長)

日程3 議案第48号「農地法第3条(委員会)」について議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第48号「農地法第3条(委員会)」1ページから2ページについて説明させていただきます。

件数は4件、畑1,868.61㎡です。

申請番号310号は、経営規模の拡大のための3条許可申請でございます。

申請番号316号は、所有農地の隣接地であり、一体利用地が図れるための3条許可申請でございます。

申請番号317号は、所有地の隣接地であり、周辺農地と合わせ効率利用ができるための3条許可申請でございます。

申請番号326号は、持分を見直し、農業経営の安定を図るための3条許可申請でございます。

以上です。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号310号について、井村真道委員が不在のため、代理で事務局から願います。

(事務局)

申請番号310号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号316号及び317号について、小野直之委員願います。

(小野直之委員)

申請番号316号及び317号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号326号について、今津委員願います。

(今津委員)

申請番号326号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第48号は許可することに決定いたしました。

(会 長)

日程4 議案第49号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第49号「農地法第5条(知事)」3ページから5ページを説明させていただきます。

件数は4件で、田298㎡、畑1,833㎡、合計2,131㎡です。

始めに、申請番号318号は、現在賃貸住宅で住んでいるが手狭なため、父所有地に分家住宅を建築するための5条許可申請です。

農地区分は、第1種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

続きまして、申請番号320号は、現在加木屋町で通所介護施設を運営しているが、従業員の増加に伴い駐車場が不足したため、駐車場用地を確保するための5条許可申請です。

農地区分は、第2種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

続きまして、申請番号322号は、新店舗を開設するにあたり、従業員駐車場が不足するため、駐車場用地を確保するための5条許可申請です。

農地区分は、第1種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

続きまして、申請番号325号は、資材置場で利用している自己所有地に社員寮を建築することとなり、資材置場が不足するため代替地を確保するための5条許可申請です。

農地区分は、第2種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

なお、資力、信用等に問題はございません。

以上です。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号318号及び320号について、井村委員が不在のため、代理で事務局からお願いします。

(事務局)

申請番号318号及び320号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号322号及び325号について、小野直之委員をお願いします。

(小野直之委員)

申請番号322号及び325号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(澤木委員)

申請番号318号について、地図が面積に対して、大きいように見えるが、間違いではないか。

(事務局)

地図は丸筆で着色してしまっていますが、分筆されていますので、一部となります。

(澤木委員)

申請番号320号について、通所介護施設はどこにあるのか。

(事務局)

申請地のすぐ南側にあるのと星城大学の横にもあります。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第49号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

(会 長)

日程5 議案第50号「農用地利用計画変更に係る事前協議(除外・編入)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第50号「農用地利用計画変更に係る事前協議(除外・編入)」6ページから7ページをご説明させていただきます。

件数は3件で、畑3, 911㎡でございます。

始めに、申請番号337-1号でございます。

申出者は、資材置場で利用している自己所有地に社員寮を建築することとなり、資材置場が不足するため代替地を確保するものでございます。

続きまして、申請番号337-2号でございます。

申出者は、社屋増築に伴い、駐車場で利用している自己所有地の駐車場が不足するため、新たに駐車場を設置するものでございます。

続きまして、申請番号337-3号でございます。

申出者は、現在管工事業を行っているが、業務増大により資材置場が不足し業務上困難なため、新たに資材置場を設置するものでございます。

なお、今回の申出でございますが、農用地区域除外の要件及び県の同意基準いずれも満たしているものでございます。

以上です。

(会 長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号337-1号及び337-2号について、小野直之委員お願いします。

(小野 直之委員)

申請番号337-1号及び337-2号については、申請地を現地確認したとこ

ろ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号337-3号について、今津委員をお願いします。

(今津委員)

申請番号337-3号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(小野 直之委員)

申請番号337-2号について、申出地が盛土されているが、届出は出されているのか。

(事務局)

出ておりません。

(坂 真知委員)

申請番号337-1号について、ここは許可要件を満たすのか。

(事務局)

集落接続がとれるので、要件を満たしています。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第50号は、原案のとおり同意いたしました。

(会 長)

日程6 議案第51号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積等促進計画一括方式）」を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、荒谷委員の退席を求め

ます。

(荒谷委員退席)

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第51号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積等促進計画一括方式）」8ページをご説明させていただきます。

件数は1件で、畑1, 513㎡でございます。権利の種類は、賃貸借権でございます。

主な栽培作物はブロッコリー等、賃貸借権による10ヶ月契約で権利を新規に設定するものでございます。

なお、「東海市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第4の1項の(1)ア」の要件を全て備えているものでございます。

以上です。

(会 長)

次に、名和地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号329号について、小島委員お願いします。

(小島委員)

申請番号329号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(荒谷委員着席)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第51号は、原案のとおり決定いたしました。

(会 長)

日程7 議案第52号「基盤強化法第19条（地域計画）」を議題といたします。
事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第52号「基盤強化法第19条（地域計画）」9ページをご説明させていただきます。

地域計画を修正するにあたり農業委員会に意見を求められているため、お諮りするものでございます。

変更点は、地域内の農業を担う者一覧の変更北地区1件追加及び目標地図の変更が北地区1件でございます。

変更理由については、借用者の確定によるものでございます。

以上です。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会 長）

変更のタイミングはいつになるのか。

（事務局）

3か月に1回、変更をしています。

（会 長）

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。地域計画案に対して、意見なしとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会 長）

御異議なしと認めます。よって議案第52号は、地域計画案に対して、意見なしとすることに決定いたしました。その結果を市へ回答いたします。

（会 長）

日程8 議案第53号「農地法第6条（農地所有適格法人の確認）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第53号「農地法第6条（農地所有適格法人の確認）」10ページを説明させていただきます。

今回の報告のあった法人は1件です。別添報告書に基づき確認した結果、農地法第2条第3項各号の(1)法人形態要件(2)事業要件(3)議決権要件(4)役員要件を全て満たしているものでございます。

以上です。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（小野 直之委員）

売上高が今年は2万円程しかないが、なぜか。

（事務局）

オリーブ、ブルーベリーはまだ収穫に至っておらず、昨年まで売上げのあったさつまいもは今年不作だったため、売上が減少したと聞いております。

（小野 直之委員）

報告書に栽培計画の添付は求められないのか。

（事務局）

添付資料として求めることはできません。

（小野 直之委員）

これで農地所有適格法人として成り立つのか。

（事務局）

農地法第2条第3項各号の要件は満たしていますので、農地所有適格法人は成り立ちます。

（小島委員）

雑収入は多いがなぜか。

（事務局）

親会社から必要経費を補填しているためだと思います。

（会 長）

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。報告のあった法人について、農地所有適格法人と認めることに御

異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第53号は、報告のあった法人について、農地所有適格法人と認めることと決定いたしました。

(会 長)

日程9 報告第44号「取消、取下及び訂正」から、日程12 報告第47号「農地法第5条(届出)」までの4件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

始めに、報告第44号「取消、取下及び訂正」11ページを説明させていただきます。

件数は1件で、畑498㎡です。該当条項等は5条許可の取消です。分家住宅の建築計画がなくなったため取消するものです。

続きまして、報告第45号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」12ページを説明させていただきます。

件数は1件で、田1,088㎡、畑292㎡、合計1,380㎡です。相続により所有権を取得したもので、あつせん希望はありません。

続きまして、報告第46号「農地法第4条(届出)」13ページから14ページを説明させていただきます。

件数は5件で、田545㎡、畑568㎡、合計1,113㎡です。転用目的は、資材置場1件、駐車場1件、共同住宅建築1件、自己住宅1件、宅地の一部1件です。

続きまして、報告第47号「農地法第5条(届出)」15ページを説明させていただきます。

件数は、所有権移転が1件、賃貸借権が1件で、畑650㎡です。

転用目的は、駐車場1件、自己用駐車場1件です。

以上です。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(小島委員)

申請番号 319 号について、備考の管理者とは何か。

(事務局)

所有者の代わりに農地を管理されている方です。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、日程 9 報告第 44 号「取消、取下及び訂正」から、日程 12 報告第 47 号「農地法第 5 条 (届出)」までの 4 件を終了いたします。

(会 長)

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局主事菅家健司が作成したものを、事務局長濱田融が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長 久野 光洋

署名委員 坂 真知

署名委員 荒谷 知